

甲賀市第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定方針

1. 計画策定の趣旨

市町村には、介護保険法第117条により介護保険事業計画の策定が義務付けられており、厚生労働大臣が定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して、3年を1期として策定することとされています。

令和6年3月に策定した甲賀市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（以下、「第9期計画」という。）の計画期間が令和8年度末で終了することから、甲賀市第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（以下、「第10期計画」という。）を策定します。第10期計画の策定にあたっては、介護保険制度の基本的理念を踏まえるとともに、日常生活圏域ごとの地域の実態把握・課題分析を行い、高齢者数の増加が見込まれる令和22年までを見据え、医療と介護の複合ニーズを抱える方や認知症を抱える方の増加などに対応できる目標を設定し、その達成に向けた具体的な施策を展開していきます。

2. 計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

計画の策定にあたっては、「第2次甲賀市総合計画」を上位計画として、「第2次甲賀市地域福祉計画」等関連計画と整合を図るもので

また、令和6年1月に「共生社会実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、共生社会を実現するための取組を進めるため、市町村が「市町村認知症施策推進計画」を作成するよう努めなければならないとされていることから、認知症施策推進計画についても一体的に策定するものとします。

3. 計画期間

第10期計画は、令和9年度から令和11年度までの3年間を計画期間とします。

4. 市民参画および策定体制

（1）市民参画

日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、事業所調査およびケアマネジャー調査を実施するとともに、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴取し、その意見を考慮して策定を進めます。

（2）甲賀市介護保険運営協議会

介護保険条例第33条に基づき設置するもので、学識経験者、医療、保健、福祉等の機関の代表者、被保険者の代表者、人権擁護団体の代表者、費用負担者の代表者等で構成する甲賀市介護保険運営協議会で審議を行います。審議にあたっては、市が要綱で設置をしている甲賀市地域包括支援センター運営協議会、甲賀市地域密着型サービス運営委員会、甲賀市地域ケア会議での審議内容を共有し策定を進めます。また、地域の多様な主体で構成される生活支援体制整備事業の第1層（市全域の課題を話し合う場）および第2層（旧町単位の課題を話し合う場）協議体において、地域課題等を意見聴取し計画に反映します。

5. 計画策定のスケジュール

- 令和7年10月 甲賀市介護保険運営協議会への諮問（第10期計画の策定について）
- 12月 日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、事業所調査およびケアマネジャー調査実施
- 令和8年 3月 ニーズ調査等結果とりまとめ
- 5月 ニーズ調査等の分析・課題抽出
- 7月 第9期計画の評価・第10期計画の検討
- 9月 第10期計画（たたき台）
- 12月 甲賀市介護保険運営協議会より答申（第10期計画素案）
- 令和9年 1月 パブリックコメントを実施
- 2月 甲賀市介護保険条例等の改正 議会上程
- 3月 第10期計画策定